

III 林 業

Ⅲ 林 業

1. 愛媛県の森林・林業の特徴

本県では、先人達の積極的な造林活動により緑豊かな森林が造成されており、木材をはじめとする林産物の供給のほか、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全といった、森林が有する多面的な機能の発揮によって、私たちの生活に多くの恩恵をもたらす県民共有の貴重な財産となっている。

(1) 森林の現状

本県の森林面積は、県土の71%に当たる約40万1千haで、国有林を除く私有林面積は36万haと9割を占めており、そのうち、スギ・ヒノキを中心とする人工林が22万1千haと私有林の6割強を占める、人工林率全国第8位の林業県となっている。

人工林の約7割が50年生を超え、木材としての本格的な利用期を迎えている中、この豊富な資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収機能など、森林が有する多面的機能を維持するとともに、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが重要となっている。

(2) 林産物の生産状況（令和3年）

本県の木材生産量は、素材（丸太）が56.3万m³で全国第13位（ヒノキ2位、スギ12位）、製材品が43.4万m³で全国第5位となっており、全国でも屈指の木材生産県である。

木材利用の拡大による木材資源の循環利用を通じて二酸化炭素吸収機能を強化し、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として、令和3年10月に公共建築物等木材利用促進法が一部改正されたことで、木材利用促進の対象が公共建築物から民間を含めた建築物一般に広がっており、少子高齢化に伴う住宅着工戸数の減少が予想される中、県産材の一層の販路拡大と利用促進による木材の需要拡大が急務となっている。

その他の林産物には、きのこ類や山菜類、木炭等があり、特に乾しいたけの生産量は127トンと全国第4位である。東日本大震災後、原発事故の風評被害等の影響により乾しいたけ取引価格が数年間暴落したことに加え、生産者の高齢化・減少が相まって原木伏せ込み量は減少傾向にあり、今後の生産量が懸念されている。

(3) 健全な森林の育成整備

これまで県では、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、本県独自の水源林対策や放置森林対策を実施するとともに、平成17年から森林環境税を導入し、県民参加による森林環境の保全に取り組むほか、平成18年度からは「えひめ森林そ生プロジェクト」に取り組み、木材の生産から加工流通に至るコスト縮減を図りつつ、間伐を中心とした森林整備を推進してきた。

さらに、森林資源が充実する中、平成26年度から実施している「林業躍進プロジェクト」では、搬出間伐はもとより主伐・再造林を推進するほか、最先端技術の活用を通じた林業の効率化・省力化を図る森林経営スタイルの確立や新たな木材生産システムの導入・普及による県産材の更なる増産を進め県産材の競争力強化と需要拡大を図り、林業の成長産業化の実現と健全な森林の育成整備に努めている。

(4) 県産材の需要拡大

県産材の需要拡大を図るため、愛媛県産材製品市場開拓協議会と連携して、首都圏等大消費地において、知事トップセールス、マッチング商談会の開催や展示会への出展などを行い販路開拓に努めている。

また、公共施設の木造・木質化や公共土木事業への利用を促進するとともに、県産柱材の無償提供制度やリフォーム事業により木造住宅の建設促進に努めるほか、製紙用原料やバイオマスエネルギー分野での

利用拡大を図っている。

また、新たな構造用材料として注目を浴びているCLTについては、愛媛県CLT普及協議会と連携し、CLT建築物等の普及・一般化を促進するとともに、平成30年7月から商業生産を開始した西条市のCLT製造工場においては、着実に生産量を増加させていることから、非住宅分野などへの利用拡大にも取り組んでいる。

表1 本県林業の主な指標

項目		愛媛県	全国	対全国比	順位	資料	
生産基盤	県土面積	568千ha	37,793千ha	1.5%	26位	令和4年「全国都道府県市区町村別面積調」(10月1日時点)	
	林野面積	401千ha	24,770千ha	1.6%	23位	2020年「農林業センサス」	
	林野率	71%	66%	—	18位		
	民有林※ 人工林	面積	360千ha	17,341千ha	—	19位	林野庁統計データ(H29.3.31)[全国民有林、順位]
		蓄積	113,146千m ³	4,009,892千m ³	—	16位	地域森林計画(R3.12)[愛媛県]
		面積 (率)	221千ha	7,903千ha	—	11位	
			61%	46%	—	—	
蓄積	93,829千m ³	2,792,601千m ³	—	—	※森林法第5条第1項に規定されている森林		
林業生産	素材生産量	563千m ³	21,847千m ³	2.6%	13位	令和3年「木材統計」	
	林業産出額	934千万円	54,601千万円	1.7%	15位	令和3年「農林水産統計」	
担い手	林業経営体数	968経営体	34,001経営体	2.8%	12位	2020年「農林業センサス」	
	森林組合労働者数	294人	13,398人	2.2%	—	令和2年度「森林組合一斉調査結果」	
	森林組合数	13組合	613組合	2.1%	18位		
木材産業	素材需要量	869千m ³	26,085千m ³	3.3%	11位	令和3年「木材統計」	
	外材依存率	15%	15%	—	—		
	製材工場数	83工場	3,948工場	2.1%	22位		
民有林林道密度	7.1m/h a	5.4m/h a	—	9位			
保安林率	37%	49%	—	—	県森林整備課調べ		

2. 林業生産の動向

(1) 造林

人工造林は、昭和30年代前半には約1万haの実績があったが年々減少し、平成24年度には70haまで落ち込んだが、令和3年度には401haまで回復した。

また、搬出間伐による県産材の増産に努めており、令和3年度は4,559haの間伐が行われているが、本県の民有林面積36万haの6割強を占める22万1千haの人工林のうち、間伐を必要とするIV齢級からXII齢級のスギ・ヒノキの人工林が12万6千haあり、今後も間伐を一層推進する必要がある。

表2 人工造林及び間伐実績面積

【単位：ha】

区分	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
人工造林	150	261	298	262	350	359	401
再造林	123	231	288	248	339	344	377
拡大造林	27	30	10	14	11	15	24
間伐	4,936	4,832	4,624	4,411	4,644	4,569	4,559

資料：森林整備課調べ

(2) 木材需要

木材需要量は、近年の製材工場の規模拡大等に伴い増加傾向で推移しており、令和3年の県内需要量は869千m³となった。

表3 木材(素材)需要・供給量の推移

【単位：千m³】

年次		27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
需 要 量	県内需要	755	774	974	775	796	755	869
	県外需要	97	85	82	83	97	86	93
	総量(A)	852	859	1,056	858	893	841	962
供 給 量	県内生産	525	541	606	523	533	523	563
	県外生産	138	129	224	177	216	183	250
	外材輸入(B)	189	189	226	158	144	135	149
国産材率 (A-B)/A		77.8	78.0	78.6	81.6	83.9	83.9	84.5

資料：農林水産省「木材統計」より作成

(3) 特用林産物

特用林産物では、乾しいたけを中心としたキノコ類の生産が多く、令和元年の林業産出額のうち15%を占めている。特に乾しいたけの生産量は、全国第4位の127トン（令和3年）で、中山間地域の貴重な収入源となっている。

また、近年、県内各地でメンマの原料となる乾たけのこが生産されており、農家林家の所得向上と放置竹林の拡大防止につながるものと期待されている。

(4) 林道整備等

森林資源の整備充実、林業の合理的経営及び森林の集約的管理を図るとともに、森林の有する公益的機能の発揮と地域林業の振興を図るため、森林基幹道をはじめとする林道網等の整備拡充を積極的に推進しており、令和3年度末における林内道路延長（林道・公道等）は6,209kmとなっている。

山地に起因する災害を防止し、あわせて森林の保全と水資源の確保を図るため、国が令和元年度に策定した森林整備保全事業計画（令和元年度～令和5年度、5ヶ年）と、県が策定する地域森林計画に基づいて、計画的に治山事業を実施している。

(5) 林業労働力

林業労働者（雇用労働者）数は、903人（令和3年）で、このうち森林組合作業班員が全体の36%を占めている。

また、作業労働者の中で60歳以上の占める割合は32%となっている。

表4 林業労働力の現状（令和3年）

	総数		うち森林組合作業班員	
	60歳以上	比率		比率
903人	286人	32%	327人	36%

資料：愛媛県林業労働力確保支援センター「林業事業体実態調査」

3. 森林環境税を活用した新たな森づくりの推進

本県では、木材生産や水源かん養、県土の保全、地球温暖化の防止など、多様な公益的機能を有する森林を、県民とともに守り、育てていくため、平成 17 年度に「愛媛県森林環境税」を創設し、「森林環境の保全」及び「森林と共生する文化の創造」を理念に、「森をつくる活動」「木をつかう活動」「森とくらす活動」を柱とした施策を推進してきており、第 4 期(R2~6 年度)では、次の施策を重点的に実施している。

○森をつくる活動：採算性の高い森林の主伐や再造林、搬出間伐の推進や担い手の確保・育成

○木をつかう活動：公共施設等の木造・木質化やCLT等の県産材の利用促進

○森とくらす活動：県民と森林との交流促進やえひめ森林公園の整備によるふれあい拠点づくり
一方、国では自然環境が悪く、採算に乗らない森林を、市町が主体的に管理する「新たな森林管理システム」を重点的に推進するため、令和元年 9 月から森林環境譲与税が県及び各市町に譲与されている。

これにより、国税では採算に乗らない環境林の整備に、県税では採算性の高い経済林の整備に充当することで、両税の相乗効果が発揮され、林業の成長産業化と健全な森づくりが一層推進されるよう、本税の有効活用を図っている。

愛媛県森林環境を活用した施策の推進

